

音更町立音更小学校いじめ防止基本方針

1 基本理念(いじめ防止対策推進法第3条を受けて)

- (1) いじめ防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (2) いじめ防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- (3) いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、個人情報取り扱いに留意の上、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者と情報共有・連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 学校及び学校の教職員の責務(いじめ防止対策推進法第8条を受けて)

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、本校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ対策のための組織(いじめ防止対策推進法第22条を受けて)

- (1) 名称 音更小学校いじめ対策委員会(特別委員会)
- (2) 構成員 校長、教頭、当該学年団、指導部(校内外生活指導係2名)、養護教諭、学校運営協議会委員、PTA三役
- (3) 会議 重大ないじめ事案が発生した場合など、必要に応じて招集・開催する。なお、学校運営協議会委員、PTA三役については必要に応じて出席を要請する。
- (4) その他 校内体制における「いじめ対応チーム」は、次の構成とする。
教頭、指導部(校内外生活指導係2名)、当該学年主任、当該学級担任、養護教諭とし、必要に応じて教科担任他も担当者とする。

4 いじめの早期発見と未然防止のための取組(いじめ防止対策推進法第16条を受けて)

- (1) いじめアンケートの実施
早期発見のためのいじめアンケートを6月、11月(音更町いじめアンケート)に実施する。
- (2) 教育相談体制の充実整備
いじめアンケートの実施後、状況に応じて「教育相談週間」を設定する。実施計画、情報分析・情報共有や対応策の策定については、指導部(校内外生活指導係)が主体となっていく。必要に応じて音更町心の教室相談員と連携する。
- (3) いじめ問題に対する基本的な認識
 - ・「いじめは決して許されない行為である」という認識
 - ・「いじめはどの学級においても発生することがある」という認識

- ・「しばらくは様子を見てみようといった問題ではない」という認識
- ・「たとえ学校外のいじめ行為についても学校には責任がある」という認識
- ・「問題の解決を児童や保護者だけに任せてはならない」という認識
- ・「けんかやふざけ合いであっても被害性に着目し、いじめか判断する」という認識

- (4) 児童観察による情報収集と情報共有
すべての教職員が情報収集と情報共有を心がけ、児童の気になる言動などを発見した場合には速やかに教頭、指導部担当(校内外生活指導係)に報告する。また、必要に応じて家庭訪問などを実施し、保護者からの情報収集に努める。
- (5) 児童会主体によるいじめ防止アクションの展開
児童会三役を中心に代表委員会などを通じて全校的ないじめ防止の取組について、児童の主体的な取組を積極的に促す。
- (6) ハイパーQ Uアンケート等の活用を積極的に図る。

5 いじめ発見後の適切で迅速な対応(いじめ防止対策推進法第23条を受けて)

- (1) いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保と、いじめられた児童を徹底して守り通すことを伝える。併せて保護者の立場に立った誠意ある対応を常に心がけ、学校としての事実確認の報告と解決に向けた方針を明確に説明する。同時に教育委員会への報告と相談を行い、指導を受ける。
- (2) いじめ対策委員会を中心としスピード感をもって継続的な指導を実施する。
 - ・被害児童への面談
 - ・加害児童への指導
 - ・事実を認識していた児童への指導
 - ・保護者への説明と協力依頼
 - ・教育相談体制の確認
 - ・適切な人間関係づくりを目指した生徒指導
- (3) 問題の内容等に応じて保護者説明会を実施し、学校としての姿勢や方針を明確に伝える。
- (4) 報道機関への対応は校長を窓口に一本化し、公開できる情報を整理し、誠意ある公平な対応を心がける。その際、町教育委員会と連携して対応にあたる。
- (5) いじめの重大事案については、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等により適切に対応する。

6 いじめ防止のための研修の充実(いじめ防止対策推進法第15、18条を受けて)

- (1) いじめの早期発見、未然防止、いじめ発見時の対処方法等の習得を目的とした「児童理解交流会」を年2回(6月、11月)開催する。
- (2) 外部との連携を重視し、児童理解、いじめの対処法等の研修に努める。(7月)

7 全領域における連携について(いじめ防止対策推進法第15条を受けて)

学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

8 いじめ対策の検証

いじめ対策の取組については、スピード感をもった対応が求められることから、短いスパンでの見直し検証を確実に行う。その役割は指導部(校内外生活指導係)が担う。

9 保護者・地域への情報提供

この基本方針は改定後、保護者・地域に公開するとともに必要に応じて対応状況について説明する機会を設定するとともに、学校評価により説明責任・結果責任を果たしつつ検証していく。

10 いじめ対策年間プログラム

- 4月 「いじめ対応」について全校参観日にて説明
- 5月 いじめの学級指導
- 6月 いじめアンケート①実施、児童理解交流会①開催
ハイパーQ Uアンケート実施
- 7月 学校運営協議会、学校評価
- 11月 いじめアンケート②実施、児童理解交流会②開催
ハイパーQ Uアンケート実施
- 12月 学校運営協議会
- 2月 学校評価
- 3月 学校運営協議会

(平成26年3月策定、平成30年4月一部改定、令和4年4月一部改定、令和5年7月一部改訂)

《「音更小の教育」危機管理マニュアルより》

いじめ発生の場合

